

様式 2

契約締結前の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約により契約を締結するので、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第137条第6項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月23日

山梨県立考古博物館

契約の目的となる役務の名称	石橋氏屋敷跡・先屋敷古墳群（第2次）発掘調査に係る労働者派遣業務委託
委託期間	令和8年5月14日 から 令和8年7月2日 まで
数量	別紙のとおり
契約の相手方の選定基準	所在地が山梨県内にある高齢者等の雇用の安定に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれに準ずる者であること。
契約の相手方の決定方法	見積金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
契約の申し込みの方法	令和8年5月7日（木）午後3時までに山梨県立考古博物館、総務課までに見積書を提出すること。
その他	連絡先 山梨県立考古博物館 電話 055-266-3881

別紙

費目・工種・施工名称など	予定人数	単位	金額	備考
遺跡発掘調査	288人 (8人×36日)	人		単価には人件費・材料費等、事務費を含む。6.0時間/人

所在地が山梨県内にある高齢者等の雇用の安定に関する法律37条第1項に規定するシルバー人材